

「該当する方のみ」提出する書類

提出書類

	④ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書※1 (1) 施設等利用給付認定第2号(3号)の方…無償化対象の認可外保育施設等※2を利用した。 満3歳児クラス住民税課税世帯で保育の必要性のある方…在園する幼稚園以外で 幼稚園型一時預かり事業※3を利用した (2) 在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※4である ※1 ファミリーサポート事業を利用した方は、活動報告書(兼領収書)の写しをご提出ください。 ※2 対象の幼稚園・認可外保育施設は P7の「預かり保育補助の対象施設(無償化対象施設)について」から確認できます。(中野区外の幼稚園については、園が所在する各自治体へお問い合わせください。) ※3 幼稚園型一時預かり事業実施園は、園が所在する自治体にお問い合わせください。 ※4 一定水準以下=年間開所日数が200日未満又は平日開所時間が8時間未満
ひとり親の方	⑤ ひとり親証明書類のコピー(以下いずれか) 児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当証書、児童育成手当認定兼支払通知書、 離婚の受理証明書、保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)
4月～8月分の補助金申請かつ2025年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合	⑥マイナンバーカード(裏面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー <u>※郵送もしくは窓口でご提出ください。</u> ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は 2024年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)を日本語訳付きでご提出下さい。
9月～3月分の補助金申請かつ2026年1月1日時点で中野区に住民登録がない場合	⑦マイナンバーカード(裏面)またはマイナンバーが記載された住民票の写しのコピー <u>※郵送もしくは窓口でご提出ください。</u> ※父、母及び生計を共にする扶養義務者全員分 ※海外に居住していた方は 2025年1月～12月分の収入を証明するもの(勤務先の所得証明、収入申告書等)を日本語訳付きでご提出下さい。
生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる	⑧身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー